

I A I S 国際保険資本基準について

坂 本 博 昭

(日 本 生 命)
(調査部 国際計理基準対策室)
課長補佐

I はじめに

2008年の金融危機を契機に、銀行業を中心に国際金融規制を強化する動きが強まっている。これらの規制を主導的に検討している金融安定理事会（Financial Stability Board, 以下 F S B）^(注1) は、保険業界に対しても、定量的な自己資本規制を整備することを求めている。こうした動きを受け、保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors, 以下 I A I S）は、2013年10月9日に国際保険資本基準（Insurance Capital Standard, 以下 I C S）を2016年までに開発する計画を公表した。

グローバルに活動する保険会社が増加する中で、国際資本規制の策定は、国際的な監督枠組みの確立を目指す各国保険監督当局にとっても、また、I A I SがI C Sの目的の一つとして挙げている保険契約者保護という観点でも、大いに有益なものとなるだろう。

(注1) 金融システムの脆弱性への対応や金融システムの安定を担う当局間の協調の促進を目的として、2009年のG20ロンドンサミットで設立が決まった組織。F S Bには主要国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、主要な基準策定主体、I M F（国際通貨基金）、世界銀行、B I S（国際決済銀行）、O E C D（経済協力開発機構）等の代表が参加している。

また、今般検討が開始されたICSは、国際保険規制において、初めての本格的かつ定量的な資本基準となり、保険会社に対する国際規制において中心的な位置付けを担うとともに、今後の国内規制に対しても大きな影響を与える可能性が高い。

一方で、保険は、預金や貸付と比較して、各国における消費者ニーズの違いや、民間保険会社と政府の役割分担といった社会構造の違い等から、各国で商品性が異なっており、統一基準策定の難易度は銀行に比べ相対的に高い。

実際、資本規制に関しても、銀行においてはバーゼル銀行監督委員会が、1988年に最初の自己資本比率規制を定め、以降改正を繰り返しているのに対し、保険に関しては、長い間議論されているものの、基本的な考え方や暫定的な基準が示されているのみで、未だ国際的な資本規制の策定には至っていない。

このような中、2014年12月17日に公表された、「国際的に活発に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Groups, 以下IAIGs）に対するリスクベースでのグローバルな保険資本基準」に関するコンサルテーション・ペーパー（以下、ICS市中協議）は、ICS策定におけるファースト・ステップとして、重要な位置付けになると考える。

本稿では、このICS市中協議を中心に、国際保険資本規制策定の背景や審議の状況を紹介するとともに、ICSを目的に資する基準にしていくためには、何が必要なのかという点についての筆者の視点も盛り込みながら紹介したい。

なお、文中意見に関する部分については、筆者個人の見解であり、筆者が所属する団体の見解を代表するものではないことをお断りしておく。

Ⅱ ICS開発の背景

保険会社を対象とした国際的な監督の枠組みは、目的や、規制の対

象が異なることから、3階層に分かれる（図1参照）。

（図1）保険会社に対する国際的な規制

企業のタイプ	グループ		適用時期
	単体法人	IAIGs G-SIIIs	
第1階層：---	単体法人のみ適用されるICPs	単体法人及びグループに適用されるICPs	2011年10月～ 適用開始
第2階層：-----	コムフレーム		2019年～ 適用開始予定
第3階層：-----	G-SIIIs規制		資本規制は、2019年～ 適用開始予定 （一部規制は、適用済）

（出典）IAIS 資料をもとに筆者作成。

1. 第1階層：ICPs

第1階層目が、保険事業の健全性強化を促進し、保険契約者を適切に保護するために必要な保険監督における基本原則を定めたもので、保険基本原則（Insurance Core Principles, 以下ICPs）と呼ばれている。日本を含むIAIS加盟国の監督機関は、ICPsに沿った監督制度を各国の監督の枠組みに取り込むことが奨励されている。

また、ICPsは世界銀行・国際通貨基金（IMF）による金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program, FSAF）において、加盟国の監督制度を国際水準と比較・評価する際の基準としても使用されている。

ICPsは2011年に既に制定されているが^{（注2）}、各国における保険規制の多様性を認める内容となっており、保険会社に対する統一規制というよりは、保険監督規制としての標準的要件を示しているものと捉えることができるだろう。

（注2）1997年に初めて制定された「保険監督原則」を原型に2000年に「保険基本原則」が採択され、2011年に大幅な改定が行われた。

2. 第2階層：コムフレーム

第2階層目が、国境を越えてリスクを移転したり、グループ会社を通じて国際的にまたがって活動するような保険会社に対して適用されるコムフレーム（ComFrame, Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）である。IAISでは、国際的に一貫性のある保険グループの監督制度を確立するための検討を2010年から進めており、このコムフレーム規制の対象となるのがIAIGsとなる。また、コムフレームは、各国の監督制度が統一的でないために生じ得る規制裁定を防止することも制度策定の理由の一つとしている。

したがって、コムフレームでは、IAIGsにおいて生じ得る様々なリスクを捕捉しようとしており、当該リスクの範囲は、財務状況だけでなく、事業内容、グループの組織構造、ガバナンスのプロセス等、多岐にわたっている。

現在示されているドラフト^(注3)に基づくと、コムフレームは、大きく3つのモジュールで構成されており、このうちモジュール2の要素5が、資本規制に関する記載となっている（表1参照）。

しかしながら、要素5の資本十分性評価では、資本リソースの考え方等の記述にとどまっており、リスクの算定等を含め、具体的計算式や係数等の記述はない。冒頭にも記載した通り、IAISはこれまでも定量的な自己資本要件について検討を続けてきているが、基準策定までには至っていない。そのような中、2013年7月に、FSBから定量的な自己資本規制の整備を求められたこともあり、2013年10月に、ICSという本格的な国際保険資本基準を、2016年までに策定することを公表した。

ICSが策定され次第、コムフレームの一部に組み込まれることが予定されている。

(注3) Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups Revised DRAFT (2014年9月)。

(表1) コムフレームの構成

モジュール1 コムフレームの適用範囲	要素1 国際的に活動する保険グループの特定
	要素2 国際的に活動する保険グループを特定するためのプロセス
	要素3 コムフレームの監督の範囲
	要素4 グループ全体の監督者の特定
モジュール2 IAIG	要素1 IAIGの法的及び経営構造
	要素2 ガバナンス
	要素3 全社的リスク管理 (ERM)
	要素4 全社的リスク管理 (ERM) 方針
	要素5 資本十分性評価
モジュール3 監督者	要素1 グループ全体の監督プロセス
	要素2 監督カレッジ、協力および調整
	要素3 監督者間の危機管理及び破綻処理措置

(出典) IAIS 資料をもとに筆者作成。

3. 第3階層：G-S I I s 規制

第3階層目が、金融システム上重要な保険会社に対して課せられる G-S I I s (Global Systemically Important Insurers, グローバルに金融システム上重要な保険会社) 規制である。この規制は、2008年のリーマンショックに端を発した世界的な金融危機を受けて、F S B 主導で検討が進められている規制で、コムフレームとは異なり、銀行や証券も含めた金融業界全般に対する規制として、枠組みが実施または検討されている。

また、この規制では金融危機において顕在化した大き過ぎて潰せない (Too Big To Fail) という問題を回避することが制度導入の背景にあることから、規制の対象となる金融機関に対しては、資本規制として高い資本の保有が要求されることに加え、適切な再建計画や破綻処理計画を事前に定めることが求められている。

G-S I I s に対する資本規制として、銀行の G-S I B s 規制^(注4)

(注4) グローバルに金融システム上重要な銀行 (Global Systemically Important Banks)。

のように、ベース基準の上に追加的なサーチャージを求めることが検討されているが、保険に関しては、ベースとなる統一基準が存在していないため、まずはG-S I I sに対するベース基準を策定するという趣旨で、基本的資本要件（Basic Capital Requirement, 以下BCR）の開発が行われた^(注5)。

BCRは2013年12月及び2014年7月の2回にわたる「G-S I I sに対するBCRの提案」のコンサルテーションを経て、2014年10月に開発が完了し、FSBに承認されている。

BCRは保険会社に対する初めての定量的な資本規制である点では、画期的な意味合いがあるものの、あくまでICSが策定されるまでの一時的な基準と位置付けられており、ICSが今後策定され次第、BCRはICSに置き換えられることが予定されている^(注6)。したがって、ICSはコムフレームにおける資本規制であると同時に、将来的には、G-S I I s規制にも影響を与えることになるという意味でも重要な位置付けとなろう。

Ⅲ ICS市中協議の概要

上記の通り、ICSはコムフレームの一部として、IAIGsに対する定量的な資本規制となるとともに、G-S I I s規制においてもベース基準として影響を及ぼすことが想定されるため、ICSの検討動向は、現在、保険会社に対する国際規制における大きな関心事の一つである。

IAISは2014年12月にICS市中協議を公表した後、当該市中協議で受け取った意見も踏まえ、2015年にはボランティアの参加会社を対象

(注5) BCRの完成後、追加的なサーチャージの開発を目的として、HLA [Higher Loss Absorbency (より高い損失吸収能力)] の検討が進められており、IAISは2015年末の基準策定を目標としている。

(注6) 2014年11月6日のFSBの声明。

としたフィールドテストを行う予定としている。I C S市中協議は、今後のI C S策定におけるファースト・ステップとして重要な位置づけとなるため、当市中協議をもとに以下で検討内容を説明する^(注7)。

まず、I C S市中協議文書では、I C Sをどのような範囲に適用するか(⇒1. 適用範囲)、また、どのような内容にするかについての原則を定めている(⇒2. I C S開発のための原則)。

また、I C Sは、国際的に活発に活動する保険会社に対して、グループベースで資本十分性を測定する共通手法を適用することができるよう、その測定方法や水準等を検討する必要があるとしており、I C S市中協議では、測定の出発点として、欧州ソルベンシーIIと同様にトータル・バランスシート・アプローチ^(注8)を用いることとしている。

トータル・バランスシート・アプローチでは、図2で示している通り、会計上のバランスシートとは別に資産や負債を再評価した上で、その差額として資本リソース(=マージン)を測定し、それと整合的な形で所要資本(=リスク)を計算することになる。

当該マージンを測定するためには、まず、資本規制上の資産や負債の評価をどのように行うのかという問題の解決が必要になる(⇒3. 資産・負債の評価アプローチ)。特に保険負債には、国際的に統一された会計基準がなく^(注9)、各国で測定方法が異なっているため、ここが大きな論点となる。例えば、会計上、負債として計上している準備金等の

(注7) I C S市中協議では、I A I Sがいくつかの選択肢を提示した上で、市場関係者の意見を問う形式(質問総数169項目)となっている。

(注8) トータル・バランスシート・アプローチとは、保険会社の資産・負債・規制上の所要資本・資本リソース間の相互関係を認識する考え方(ICP17.1)。

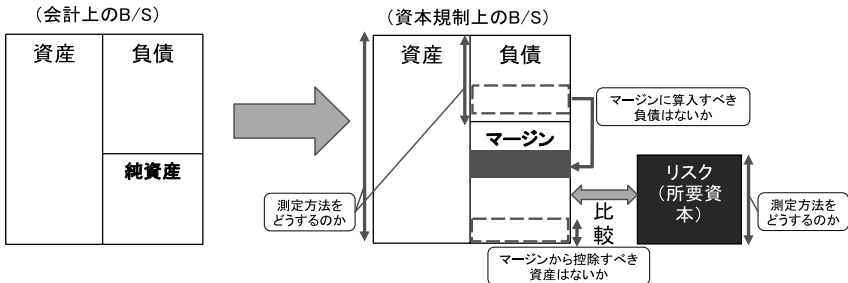
(注9) 国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board, I A S B)が検討を進めている保険契約基準は、二つのフェーズに分割され、フェーズ1として2004年にI F R S第4号「保険契約」が基準化されたが、現行のI F R S第4号では、既存の各国の会計方針を継続適用することが認められている。

うち、マージンとして適格なものはないか、逆に、会計上の資産に含まれているもののうち、資本規制上は非適格として控除すべきものはないか、といった議論が存在する（⇒4. 資本リソース）。

また、I A I G s は少なくとも所要資本と同額の資本リソースを有する必要があると定められており^(注10)、所要資本の計算においては、I A I G として必要なマージンの最低限の水準を定めるため、想定される様々なリスクを測定することが求められている（⇒5. 所要資本）。

I C S は欧州ソルベンシーⅡと類似している部分も多いため、以下では、欧州ソルベンシーⅡとの比較を交えながら、I C S 開発に向けて重要と思われる論点を紹介したい。

（図2）I C S 測定の概要



（出典）筆者作成。

1. 適用範囲

先述の通り、I C S は I A I G s に対する資本規制という位置づけになっていることから、その適用範囲はコフレームの適用範囲と同一となる（I A I G s の選定に関する基準については、表2参照）。

一方で、G-S I I s に関しては、別途 I A I S から公表されている G-S I I s に対する選定手法^(注11)に基づいて選定されるため、必ず

（注10）I C S 市中協議パラグラフ75。

（注11）G-S I I s 当初選定手法（Global Systemically Important Insurers : Initial assessment methodology, 2013年7月18日）。

しもG-S I I sがIAIGs選定における定量基準を満たす保険グループになるとは限らない。しかし、表2に記載の通り、IAIGsの選定基準には、監督者による裁量権が含まれていることから、実質的にはG-S I I sはIAIGsにも該当し、ICSの適用を受けることになることが想定されている^(注12)。

実際、ICS市中協議においても、「ICSは、全てのIAIG及びG-S I I sに適用されることになる」旨が明記されている^(注13)。

(表2) IAIGsの選定基準

定量基準	国際的な活動基準	<ul style="list-style-type: none"> 3つ以上の管轄区域において保険料が計上される、および 本店所在管轄区域外の元受営業保険料の割合が、グループ全体の10%以上
	ならびに規模基準	<ul style="list-style-type: none"> 総資産が500億米ドル以上、または 元受営業保険料が100億米ドル以上
定性基準		<ul style="list-style-type: none"> IS(関与する監督者)は、保険グループがIAIGとみなされるかどうか判断するためにこの基準を適用する際に裁量権を有する^注。

(出典) IAIS資料をもとに筆者作成。

注：例えば、合併および買収により、近い将来に基準を満たすことになる場合や、受入管轄区域の事業活動が重大である場合等はIAIGとしてみなすよう、監督当局に要請できる。

2. ICS開発のための原則

ICS市中協議では、ICSを開発していく上での10の原則が示されている。表3で、ICS原則の概要をまとめているが、このうち原則1や原則4では、ICSが包括的なリスクベースの指標であることや、比較可能性を確保すること等が示されている。また、原則2では、ICS開発の主な目的が、IAISのミッションである保険契約者保

(注12) G-S I I s政策措置 (Global Systemically Important Insurers : Policy Measures, 2013年7月18日)において、G-S I I sはIAIGsとなる旨が示唆されている。

(注13) ICS市中協議パラグラフ24。

護や金融システムの安定化にあることが示されている。

以上の点を含めたこれらの諸原則は、ICSが今後どのような位置付けで利用されるのか、また、どのような点を重視して開発されるのかといった点で、今後のICS開発において重要な拠り所になると思われる。

(表3) ICS市中協議におけるICS原則の概要

原則 1	連結グループベースの基準であり、IAIGsとG-SIIsの資本適格性に関するグローバルに比較可能なリスクベースの指標である。
原則 2	主な目的は保険契約者保護と金融システムの安定化である。
原則 3	G-SIIs向けのHLAの基礎となる。
原則 4	IAIGがさらされている全ての重要なリスクを反映する。
原則 5	異なる法管轄地域間での結果の比較可能性を目指すことで、グループワイド監督者とホスト監督者によるIAIGのクロスボーダーな分析に対する信頼性及び監督機関間の相互理解の向上をもたらす。
原則 6	IAIGs及びG-SIIsによる健全なリスク管理を促進させる。
原則 7	監督機関およびIAIGsによる不適切なプロシクリカルな行為を最小限に抑えることで、慎重かつ健全な行為を促進させる。
原則 8	リスク感応度と簡便さの間の適切なバランスをとる。
原則 9	最終的な結果の開示において透明性がある。
原則 10	ICS 所要資本は、適切な目標基準（IAISによって妥当と見なされるソルベンシー保護水準）に基づく。

(出典) IAIS 資料をもとに筆者作成。

3. 資産・負債の評価アプローチ

ICS市中協議では、資本規制上の資産・負債の測定方法について、二つの評価アプローチが提案されている。一つが市場調整評価アプローチ、もう一つが調整GAAP^(注14) 評価アプローチである。

(注14) GAAP (Generally Accepted Accounting Principles) とは、一般に公正妥当と認められた会計基準をいう。

(i) 市場調整評価アプローチ

名称の通り、資産負債のうち、主要な項目をそれぞれ市場価値で再測定する手法である。資産に関しては、G A A P 上で時価評価の対象となっていない貸付金や、日本の責任準備金対応債券等の資産も含めて時価で再評価し、保険負債に関しても、直近の見積もりをもとにした現在推計で再評価することが要求されている。

(ii) 調整G A A P 評価アプローチ

この手法は各国のG A A P を出発点とし、それに定量的な調整を加えることにより、比較可能性のある資本をI A I G が測定できるようにすることを意図して検討されている。具体的な調整の手法は今後の検討課題とされているが、I A I S は、各国のG A A P に調整を加えることで、I C S 評価のための基礎として適合するようにできるのであれば、保険会社のコストが削減される可能性が高いと分析している。

欧州ソルベンシーⅡでは、市場価値をベースとした測定が求められているが、I C S 市中協議でも同様に、I C S における標準的手法を策定するための当初の基礎 (initial basis) として、市場調整評価アプローチを用いることとしている。一方で、2015年に実施される予定となっているフィールドテストにおいて、参加企業に対し、調整G A A P 評価アプローチに関するデータを収集し、今後、具体的な方法を検討する旨も合わせて記載されており、この測定手法の決定は今後の重要な注目点である。

4. 資本リソース

(1) 資本リソースへの算入及び除外

資本リソースとは、会社の清算時及び不利な状況 (adverse circumstances) において、保険契約者保護と金融安定の目的で、損失吸収力を提供する資源と位置付けられている。会計上、負債として計上され

ている準備金や引当金であっても、資本リソースの要件に照らして要件を満たすものは、資本リソースとして算入可能となる。例えば、日本の生保における危険準備金や、価格変動準備金については、会計上は負債として計上されているが、監督当局の承認の下、目的以外の取崩しも保険業法で担保されており、会社の清算時や危機時等の不利な状況下では、利用目的制限の無い準備金として機能する。したがって、この考え方に基づけば、資本リソースへの算入も可能という解釈もできる。

一方で、会計上、資産性を認識している繰延税金資産やソフトウェア等の無形資産については、事業継続前提での損失吸収力の観点から、一部については、資本リソースとして認められないこととなる。

（2）ティアリング

ICSでは、資本リソースを大きく5つの特性（劣後性、利用可能性、損失吸収力、永続性、強制的な配当義務の不存在）に応じ、事業継続時と経営破綻時の双方で損失を吸収できるものを中核的自己資本（Tier 1）、経営破綻時にのみ損失吸収できる自己資本を追加的自己資本（Tier 2）として、大きく階層分けする旨が定められている（表4参照）。なお、欧州ソルベンシーⅡでも、階層の数は異なるものの、同様にティアリングの概念が用いられている。

また、これらに加えて、Tier 1については、算入上限の有無によって、Tier 2については、払い込みが済んでいるかどうかに応じて、それぞれ更なる細分化を行う案が示されている。

その一方で、Tier 毎の算入上限の設定が必要かどうかや、Tier 1、Tier 2 以上の更なる細分化が必要かどうかという論点は、今回の市中協議において論点の一つとなっている。

5. 所要資本

IAISはICSを包括的なリスクベースの指標とすることを意図しているが、その一方で、ICS市中協議では、所要資本に関する多

(表4) 適格資本リソースの分類について

原則		Tier1		Tier2 注1
劣後性	利用可能性	算入上限なし	算入上限あり	
清算時に保険契約者及び非劣後の債権者の権利にどの程度劣後するか	全額支払済	最も弁済優先順位が低い	Tier2商品よりも弁済順位が低い	保険契約者及び他の非劣後債権者よりも後順位
どのような状況でどの程度損失を吸収できるか	資本要素が利用できる期間	完全に払込済	同左	同左
永続性	資本要素が利用できる期間	損失が発生した際に最初に損失を吸収すること	満期日がないこと	清算時を除き元本・利払いの返済を止めさせる権利を有しない 少なくとも当初の満期は5年以上 —償還インセンティブがあるオプションが最初に到来する日を「事実上の満期日」と見做す —事実上の満期日前5年間で20%ずつ償却、もしくはロックイン条項 ^{注2} の存在が必要
強制的な配当義務の不存在	どの程度強制的な支払義務を免れているか	配当が義務付けられない状況がない	IAIGsが、いつでも配当を取消す完全な裁量権を有する(すなわち、配当金が非累積的である)	—

(出典) IAIS 資料をもとに筆者作成。

- 注：1) ICS 市中協議では、Tier 2について、払込が済んでいるかに応じて、更に区分を設ける取扱いが示されている。
 2) ICS 所要資本を下回っている場合（もしくは当該金融商品を償還することで下回ることになる場合）に、償還を一時停止させる要件。

くの検討項目が未定となっており、標準的手法において所要資本計測の基礎となるリスクの種類や、計測期間、信頼水準等は全て例示、もしくは作業前提（working assumption）に留まっている。現時点での提案内容を、以下にて紹介する。

（1）リスクの種類

I C Sにおいて、所要資本に含まれ得る主要なリスク種類は、保険引受リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクとなっており、そのサブモジュールとして更に細かなリスクが定義されている。このリスクの種類に関しては、欧州ソルベンシーⅡで提案されているものと大きな差はない^(注15)。

（2）リスクの測定手法

B C Rでは全てのリスクをファクター方式で計測するのに対し、I C Sにおける標準的手法では、リスクの種類毎に、ファクター方式やストレス方式といった決定論的手法や、それ以外の確率論的手法を組み合わせて計測することが提案されている（表5参照）。

・ファクター方式

特定のエクスポージャーを示す数値にリスク係数を乗じることでリスク量を計測する方式^(注16)。

・ストレス方式

株価の下落や金利の上昇といった一定のストレス条件を設定し、ストレス前のバランスシート上の資本リソース量とストレスがかかったバランスシート上の資本リソース量の差によってリスク量を計測する方式。

(注15) 但し、例えば欧州ソルベンシーⅡでは主要なリスクに無形資産リスクが設定されている点等で相違がある。

(注16) I C S市中協議では、一般的に、ファクター方式はストレス方式に比べて実施が簡潔と評価されている。

(表5) リスクの種類及び標準手法における計算方法

リスクの種類	主要なリスク	ファクター方式	ストレス方式	その他の方式
保険リスク	死亡リスク		○	
	長寿リスク		○	
	疾病/障害リスク		○	
	事業費リスク		○	
	解約リスク		○	
	保険料リスク	○		
	支払備金リスク	○		
	大災害リスク			○ ^{注1}
市場リスク	金利リスク		○	
	株式リスク		○	
	不動産リスク		○	
	スプレッドリスク ^{注2}	—	—	—
	為替リスク		○	
	資産集中リスク	○		
信用リスク		○		
オペレーショナルリスク		○		

(出典) IAIS資料をもとに筆者作成。

- 注：1) 大災害リスクは、一律の方式を利用することが難しいことから、当局の監督下で保険グループ自らの評価を利用することが望ましいとされている。
- 2) 信用リスクの定義がスプレッドリスクを含めるよう広がる可能性があり、その場合、スプレッドリスクは市場リスクの区分には含まれないこととなる。

(3) リスク尺度

リスク尺度については、特にバリュエーション・アット・リスク (VaR)^(注17)

(注17) あらかじめ設定した信頼水準を超えた場合における損失額を測定する方法。例えば VaR 99.5% (測定期間1年) は1年間で発生する1000通りの損失を発生する確率の高い順番で並べたときの995番目となる損失を表す。

及びテール・バリュアット・リスク (T-VaR)^(注18) のメリット・デメリットを分析した上で、今後のフィールドテストで得られる情報を考慮して決定することとしている。

I C S 市中協議では VaR と T-VaR について、以下のようなメリット・デメリットが挙げられている。

- ・多くの保険種目において、低頻度、高影響度の損失を被る可能性がある中で、VaR では、信頼水準閾値を超える確率で発生する保険損害にはリスク・チャージが課されないが、T-VaR ではその部分のリスクにもチャージするという点で優れている。
- ・一方、T-VaR では、このような信頼水準閾値を超えるテール部分全体の適切な情報が必要となるが、例えば失効、死亡率等において、テール部分の情報を得ることは難しいことから、統計上の推計、検証、頑健性という点では、T-VaR は課題が多い。

(4) 計測期間

計測期間 (time horizon) については、欧州ソルベンシー II と同様に 1 年間とされている。また、新規契約に関しては、所要資本では測定日に存在するリスクに対してのみ適用するものとし、測定日以降の新規契約を想定しないことが作業前提となっている。

IV 目的に資する I C S の開発に向けて

国境を越えて活発に活動する保険会社に対して、資本規制が検討されるようになった背景には、各国の監督制度が統一的でないために生じ得る規制裁定を防止することが理由の一つにある。保険会社のグローバル化が進む中で、国際的な監督枠組みを策定すること、そして I A I G s

(注18) あらかじめ設定した信頼水準を超えた場合における、当該損失の期待値を測定する方法。例えば T-VaR 99.5% (測定期間1年) は1年間で発生する1000通りの損失を発生する確率の高い順番で並べたときの996～1000番目の損失の平均額を表す。

の財務の健全性を正しく評価し、監督行動につなげていくことは、安定的な保険の支払いを望む保険契約者にとって、重要な取組みである。

I C S の策定においては、I A I S が目的の一つとして掲げている保険契約者の保護を念頭に置いて検討していく必要があり、また、基準の内容に加え、I C S に抵触した場合にどのような監督行動が取られるかといった検討が並行して行われることも重要であると考えられる。これらを踏まえると、国際資本規制を検討するに当たって、大きく二つのアプローチが考えられる。

1. 統一的な健全性の測定基準策定を目指すアプローチ

一つの考え方は、現行、各国の健全性規制や会計ルールが異なっているため、各国監督官が共通理解に至ることができるよう、統一的な健全性の測定基準策定を目指すアプローチである。

このアプローチによれば、測定に関しては統一的な評価を行うことが可能となるため、国際的にまたがって活動する保険会社の財務の健全性評価の比較が容易になる点で、各国監督官にとってのメリットが大きいと考えられる。

一方で、保険は預金や貸付と異なり、各国における商品性が異なるため、いわゆる“One Size Fits All”の基準ではなく、各国保険ビジネスの違いに配慮した基準を検討する必要がある。

例えば、ユニットリンク保険に代表されるような貯蓄性の保険商品を中心に販売している英国等の保険会社と、長期の保障性保険商品を中心に販売している日本等の保険会社では、負債の構造や、資産のポートフォリオも大きく異なる。そのような中で、一時点の金利等を用いて画一的にマージンやリスクを評価し、それに基づいて監督行動を起こすことは、経営が十分継続可能な会社を、市場から退場させる結果にもつながりかねない。

ビジネスモデルの異なる各国の保険会社を一律に評価した場合、誤っ

た健全性評価につながる危険もある。画一的な監督行動を課すことによって、それぞれの国における契約者ニーズに応えづらくなり、結果として保険契約者の利益を損なう可能性も考えられる。

このような弊害を回避するためには、各国監督官によって、その国の保険市場の特徴が適切に反映できるよう、プリンシプルベースの規定とし、ある程度柔軟な解釈を可能とすることや、当該測定基準の評価の結果によっては、画一的な介入行動を要請しない方策が必要となるだろう。

統一的な評価基準の策定を目指すに当たっては、各国区々である各国のG A A Pをベースとするのではなく、I C S市中協議における市場調整評価アプローチのように、市場価値で統一的に測定する評価方法が一つの考え方になると思われるが、その策定過程においては、比較可能性の向上のみを重視するのではなく、真の健全性を最も忠実に示しているのかといった点にも着眼して検討を進めていくことが重要と考える。

2. 既存規制に不足する部分を補うアプローチ

もう一方の考え方は、各国で十分に発展している現行規制を活かしつつ、国際的な監督という視点で、既存規制に不足する部分を補うアプローチである。I C S市中協議における調整G A A P評価アプローチも同じ目的で開発されていると考えられる。

健全性の確保や契約者保護は、一義的には各国の規制において対応するものである。ローカルに活動する保険会社に対しては、現行の基準でも一定程度対応できており、また今後も必要に応じ改善が図られることが期待できる。

一方で、国際的な活動を行う保険グループに関しては、各国規制だけでは十分ではない部分もあるため、何らかの追加的な視点からの確認が必要になる。例えば、再保険等を利用して、グループ内で、国を

またいでリスクの移転を行っているような場合は、各国基準での対応が難しいため、別途、国際規制の枠組みの中で、追加的な対応が必要になると考えられる。

なお、金融危機においては、グループ間での国をまたいだ資金の移転可能性の問題が顕在化し得るが、当アプローチでは、各国規制に基づく健全性評価に対し、統一的なシナリオにおけるストレステストを実施することによって、各国監督官が資本不足額を相互に共有する方法が考えられる。これは、各国規制をベースとしない統一的な健全性の測定基準策定を目指すアプローチよりも、比較的容易に実施できる可能性が高い。

このような資金不足額の共有を踏まえ、各国監督官に必要な監督行動を要請することが、健全性確保や保険契約者保護の観点からも、目的に合ったアプローチになると考えられる。

また、いずれのアプローチを選択するに当たっても、保険契約者保護という基準策定の目的に立ち戻って、基準策定や監督行動の検討を進めることが重要と考える。

V おわりに

2015年2月17日に締め切られた、ICS市中協議に対する各国の業界団体の意見を見ると、ICSの基準の方向性を決める上で根幹となる測定手法において、各国の明確な対立の構図が浮き彫りになる。それは、市場調整評価アプローチを支持する欧州勢と、調整GAAP評価アプローチの更なる検討を望む米国勢との対立関係である。

これは、欧州域内で適用される欧州ソルベンシーII規制が、市場価値ベースとした資本規制となっている一方で、米国のRBC規制^(注19)が償却原価を中心とした規制となっていることから、自然な構図とも

(注19) 米国のソルベンシー規制 (Risk Based Capital)。

いえる。この議論において、世界第2位の生命保険市場である日本のスタンスは非常に重要となる。

日本の生命保険業界は、限られた時間の中で、既存の各国規制と整合的な統一基準を作成することは難しいことから、各国既存規制に配慮した調整G A A P評価アプローチも一つの解決策と提案している。また、各国の既存の資本規制との整合性が確保できない状況下においては、I C Sを介入基準として使用するのではなく、まずは早期警戒指標や監督におけるコミュニケーションツールとして活用することも一つの選択肢になるという意見を合わせて提示している。

保険業界における統一資本基準の作成については、欧州ソルベンシーIIが、基準の策定を2000年に計画して以降、適用開始までに16年を要しているように、かなりの難事業である^(注20)。

会計の例を見ても、I A S Bが1997年に保険契約に関する国際会計基準の検討を開始して以降、18年が経過したにもかかわらず、未だ基準が策定されていない。これも、多様な保険商品を統一的な基準で測定することの難しさを物語っている。

2016年中の基準策定というスケジュールの中で、各国の利害も調整しつつ、目標通りに基準を策定するためには、まずはI C S原則で定める目的に立ち戻って、前章に挙げた、より現実的なアプローチを視野に入れて、目指すべき方向を議論する必要があると考える。

また、こうした国際資本規制の検討は、日本のソルベンシー規制において、検討が続けられている経済価値ベースのソルベンシー評価への移行（中期的見直し）にも、少なからず影響を与えることから、引き続き、日本の業界関係者が意見発信等を通じ、適切な基準となるよう、

(注20) 欧州では1970年代からソルベンシー規制が導入されているが、この規制はリスクを責任準備金の一定割合と危険保険金の一定割合として計算するなど、米国や日本で用いられているソルベンシー規制に比べて簡便なものとなっている（川崎智久「EU新ソルベンシー規制導入に向けた定量的影響調査の動向」本誌第75巻第4号、2007年7月）。

積極的にこの基準策定に関与していくことが重要であろう。

【主要参考文献】

- ・ IAIS, *Risk-Based Global Insurance Capital Standard, Public Consultation Document*, December 2014.
- ・ FSB, FSB announces update of list of global systemically important insurers (G-SIIs), November 2014.
- ・ IAIS, *Basic Capital Requirements for Global Systemically Important Insurers*, October 2014.
- ・ IAIS, *Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups Revised DRAFT*, September 2014.
- ・ EIOPA, *Technical Specification for the Preparatory Phase*, April 2014.
- ・ FSB, *Global systemically important insurers (G-SIIs) and the policy measures that will apply to them*, July 2013.
- ・ IASB, *Exposure Draft, Insurance Contracts 2013*, June 2013.
- ・ Basel Committee on Banking Supervision, *Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems*, December 2010 (rev June 2011) .
- ・ European Commission, *DIRECTIVE 2009/138/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 November 2009 on the taking-up and pursuit of the business of Insurance and Reinsurance (Solvency II)*, December 2009.
- ・ 井上武「保険会社に対する国際的な資本規制の整備の進展」『野村資本市場クォーターリー』野村資本市場研究所、Vol.18-3、2015年冬号。
- ・ 齋藤真人「国際的保険グループの監督枠組み」本誌第82巻第6号、2014年11月。
- ・ 来住慎一、佐藤哲彦「国際財務報告基準（IFRS）「保険契約」改訂公開草案について」本誌第82巻第3号、2014年5月。

- ・萩原邦男「I A I S（保険監督者国際機構）による資本規制の検討動向」『基礎研レポート』ニッセイ基礎研究所、2014年5月。
- ・河野年洋「I A I Sによる国際的保険グループの監督枠組み（コムフレーム）」本誌第80巻第5号、2012年9月。
- ・峪和輝「ソルベンシー規制の短期的見直し」本誌79巻第3号、2011年5月。
- ・来住慎一「国際保険監督規制の最近の動向」本誌第76巻第4号、2008年7月。
- ・大久保亮「銀行・保険・証券の監督とリスク管理」本誌第75巻第6号、2007年11月。
- ・『生命保険事業概況（平成25年度版）』、生命保険協会。